平成２９年（フ）第２８１２号
横浜市鶴見区小野町24番地　フラットニカワ302
債務者　大久保仁博
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４３号
東京都東村山市富士見町２丁目７番地５村山荘
債務者　直井　聖記
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４１号
静岡県藤枝市南駿河台３丁目３番２号　フレグランス南駿河台Ｂ棟201号室
債務者　神谷　春子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９３０７号
埼玉県春日部市西金野井291―63
債務者　室田　千鶴
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３１３号
東京都葛飾区東水元１丁目17―５―205
債務者　川上恵美子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３２７号
東京都練馬区春日町１丁目17―20―110
債務者　藤田加奈子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９５号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目34番43号　誉アパート302号室
債務者　玉城　秋乃（旧姓真栄城）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２００号
沖縄県中頭郡中城村字奥間940番地
債務者　比嘉利江子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２１５４号
神奈川県大和市南林間５丁目８番７号　サンバレー林Ｂ201
債務者　遠藤　榮子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６８０号
神奈川県大和市西鶴間２丁目26番７―732号
債務者　鳥居　康子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６８３号
横浜市保土ケ谷区西谷町1230番地　サンハイム西谷第１―203号
債務者　安永　親惠
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５０号
静岡県浜松市中区幸１丁目15番12号　Ｂｅｅ Ｔｏｐ幸　103
債務者　東　かおり
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２７００号
横浜市旭区白根３丁目14番６号
債務者　金子　萌恵
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５６０号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目14番２―１号　市営住宅
債務者　名倉　健二
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２４号
青森県弘前市大字末広２丁目４番地12、破産手続開始決定時の住所岩手県宮古市近内４―３―33　ボナールＡ
破産者　葛西　哲也
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第９８号
青森県八戸市沼館１丁目２番４号
破産者　絹川　賢代
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係